



2026年度標語 **㊦朝起きて、㊩『行ってきます』と、㊨謳って家出た仲間には、㊥笑顔で必ず、㊦『お帰り』を聞かせる、よ。**
3月度標語 **睡眠、栄養、飲み過ぎない 自分で整え 安全労働**

令和8年度 春季全国火災予防運動

～急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし～

消防庁では、2026年3月1日から7日までの7日間にわたり、「春季全国火災予防運動」を実施します。火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止することを目的として毎年展開されています。「令和7年度版 消防白書」によれば、2024年中の出火件数は3万7,141件(対前年比1,531件減、同4.0%減)であり、1日あたり102件の火災が発生していることとなります。出火件数は長期的には減少傾向にあるものの、それでもなお毎年多くの火災が発生しています。

職場においては防火管理体制を整備し、火災予防意識の啓発を図るとともに、日ごろから火災発生時の対応や避難通路の確保などの教育・点検を行いましょう。

住宅以外での建物火災が全体の約4割

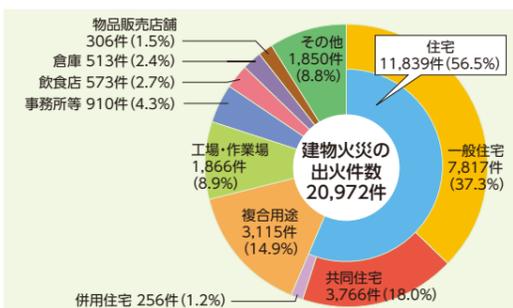
全火災の半数以上は建物火災で、そのうち半数弱が住宅以外の建物で発生しています。

住宅以外では、「複合用途施設」「工場・作業場」「事務所等」での出火が多くみられます。

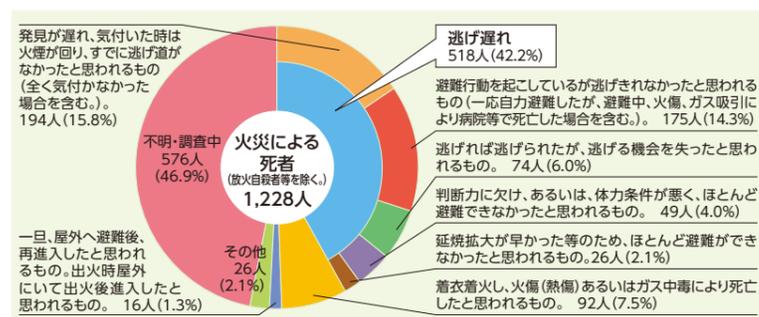
UAゼンセン加盟組合の職場でも毎年のように火災が発生しており、2025年度(2024年10月～2025年9月)中には1件、2026年度(2025年10月～2026年1月末時点)も2件の「火災・爆発」事故が報告されています。

職場での火災防止のために、4S活動はもちろんのこと、火気取扱いのルール化や機械・設備の漏電などの点検、引火性・可燃性物質の管理の徹底を行いましょう。不注意や人為的なミスを防ぐための教育も重要です。

資料出所：消防庁「令和7年度版 消防白書」



火災による死亡者の4割は「逃げ遅れ」



2024年中の火災による死亡者 ※のうち、死に至った経過で最も多いのは「逃げ遅れ」で約4割に上ります。また、死因別にみると「火傷」(37.5%)が最も多く、次に多いのは「一酸化炭素中毒・窒息」(35.2%)です。

一酸化炭素は無色・無臭の気体で、一呼吸するだけで運動能力を喪失し、意識障害を発症するといわれており、火災現場で一酸化炭素を吸い込んでしまうと命の危険にさらされます。火災による業務上災害の特徴は、労働者の死亡災害につながる可能性が高いことです。発見が遅れたり、逃げるタイミングを誤ったりすると、命取りとなってしまうのです。

※建物火災による死者数の92.5%は住宅火災

資料出所：消防庁「令和7年度版 消防白書」

初期消火と避難の訓練

火災が発生した際、その建物の勤務者は消防隊が火災の現場に到着するまで、消火もしくは延焼の防止または人命の救助を行わなければならないことが、消防法で定められています(消防法第 25条、消防法施行規則第 46条)。

ただし、消火活動は常に危険と隣り合わせで、自身の安全確保を最優先に考えなければなりません。消火活動だけではなく、消火活動を中止して避難をする判断についても、日ごろからの訓練や指示・教育の徹底が必要です。



「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求めましょう。声が出せなければやかんなどを叩き異変を知らせます。当事者は初期消火にあたり、近くの人に通報を頼みましょう。



床からでた火が天井に燃え上がるまでに約3～5分。一棟火災になるのに約10分。出火から3分以内が初期消火のチャンスです。



天井に火が燃え上がったらいさぎよく避難してください。避難するときは燃えている部屋の窓やドアをしめて空気を絶ちます。初期消火に努め、消せなかったらすばやく避難を。

自殺対策強化月間

自殺対策基本法では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めており、地方公共団体、関係団体等が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業及び啓発活動を実施しています。



自殺者数および自殺の原因・動機における「勤務問題」の件数とその詳細

【1】自殺者数及び自殺の原因・動機における「勤務問題」の件数の推移



【2】「UAゼンセン見舞金制度の給付実績」精神疾患により30日以上休業した組合員と自殺者数の推移



【3】自殺の原因・動機における「勤務問題」の詳細項目の推移



近年、自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える人が自殺で亡くなっています。そして、【1】勤務問題を原因・動機とする自殺者数は年間約2,000人と減っていません。

また、2025年度(2024年7月～2025年6月)の【2】UAゼンセン見舞金制度の給付実績によると、自ら命を絶たれている組合員は122名おり、2020年度以降、100名を超え続けている状況です。

【3】自殺の原因・動機における「勤務問題」の詳細項目の推移によると、2024年は、「職場の人間関係」の701件(27.3%)が最も多く、「仕事疲れ」の627件(24.5%)と続きます。「職場の人間関係」のうち192件(全体の7.5%)は「上司とのトラブル」、また、「仕事疲れ」のうち117件(全体の4.6%)は「長時間労働」が原因となっています。

労働組合として取り組むこと

労働組合としては、ストレスチェック結果の集団分析や職場巡視などを通じて職場の現状把握を行い、

- ①衛生委員会での調査審議を通じて過重労働対策
- ②ハラスメント対策などの労働環境の改善を進め、その上で組合員の相談窓口を設置する

など、職場のサポート体制を整えましょう。

また、外部機関の臨床心理士と連携したUAゼンセン「こころの健康相談」というサービスもあります。ご活用ください。

こころの健康相談

臨床心理士による高度なサービス！
メンタルヘルスに関することから職場の人間関係やキャリアのこと、プライベートのお悩みまで幅広く対応いたします。

事前予約制

電話相談 平日 10:00～12:00 最長45分
14:00～20:00
※土日・祝日・年末年始休業日を除く

面談相談 年1回無料でご利用可能です。2回目からは有料。
電話予約 全国の提携カウンセリング機関
※休日・夜間は提携機関に準ずる

メール相談 臨床心理士が、概ね3営業日以内に返信します。
予約・メール相談:24時間365日受付

スマートフォン対応 カウンセリング予約・メール相談

<https://tms-soudan.com/uazensen/>

女性の健康週間

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすためには、女性の様々な健康課題に対する取組を総合的に支援することが重要です。厚生労働省では、2008年より3月1日から8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康に関する知識の向上や社会的関心の喚起を図るなどを行い、女性自身や周囲の人々が、女性の健康づくりや健康支援に役立てられるような取組を行っています。

期間中、国及び地方公共団体、関係団体による各種の啓発事業及び行事が予定されており、国民運動として展開されます。厚生労働省では、すべての女性の健康を支援するため、「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、情報発信を行っています。併せて、3月8日は、1977年の国連総会において、女性の権利と世界平和を目指す「国際女性デー」と決議され、世界各国で記念行事や催しが開催されます。

UAゼンセン2026労働条件闘争方針の中にも女性の健康への取り組みとして、「生理休暇の取得促進や有給化」について挙げています。女性組合員が生理休暇を申し出たときは有給とし、その日は勤務したもとして取り扱う、また、取得を申請しやすい休暇制度となるよう、名称や申請方法を工夫するなど具体的な取り組みについて示しています。

女性の健康推進室

ヘルスケアラボ

HealthCareLab